

## 「調査に係る保護者の不安等を解消すること」への対応について

【北九州市いじめ問題専門員会の人数や任命基準について】

### 北九州市いじめ問題専門員会条例より抜粋

第3条1項 委員会は、委員6人以内で組織する。

理由：「6人以内」と規定しているのは、5人を原則としつつ、重大事態発生時に必要に応じて、委員の追加を可能とするためのもの

2項 委員は、学識経験のある者その他適当と認めるものの中から、教育委員会が任命する。

### 北九州市いじめ問題専門員会要綱より抜粋

第3条 委員は重大事態に係る調査案件について利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を害する恐れがあるときは、当該重大事態に係る調査及び審議に加わることができない。

## 対応

保護者が、第三者調査委員会に委員を追加してほしいと要望した場合、教育委員会は、関係者との利害関係がなく公平・中立で、適当と認める者を、被害者の保護者及び加害者の保護者の合意を得たうえで任命する。

### 任命において考慮すること（例）

- 保護者が加入を希望した場合
- 複数の被害者がおり、それぞれが別の弁護士を希望した場合
- 代理人が被害者もしくは加害者の親戚の場合